

## 横浜市委託契約に係る最低制限価格取扱要綱

制定 平成20年11月28日

最近改正 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。以下「契約規則」という。）第13条の3第2号の規定に基づき役務の提供及び物品の製造の請負（以下「委託等」という。）の契約に係る最低制限価格を定める際に、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 最低制限価格を定めることができる契約は、横浜市委託契約に関する低入札価格取扱要綱（平成15年1月制定）第2条に規定する契約を除く競争入札に付する次の業務の契約とする。

- (1) 建物管理業務
- (2) 警備業務
- (3) 施設運転管理・保守業務
- (4) 廃棄物処理業務
- (5) 消防設備保守業務
- (6) 道路・公園清掃業務
- (7) 公園緑地等管理業務
- (8) 浄化槽・貯水槽等清掃業務
- (9) 検査・測定業務
- (10) 建築設計（監理を含む。）業務
- (11) 設備設計業務
- (12) 土木設計業務
- (13) 造園設計業務
- (14) 補償コンサルタント業務
- (15) 土地家屋調査業務
- (16) 測量業務
- (17) 地質調査業務

(最低制限価格の算出方法)

第3条 前条各号に掲げる業務の契約（当該各号のいずれかの業務を含む複合的な契約を含む。）の最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次表に掲げる業務における最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、業務ごとにアからエまでの額の合計額（以下「算定基礎額」という。）に100分の110（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額とする。

ただし、算定基礎額が消費税及び地方消費税を除いた予定価格（以下「予定価格（税抜き）」という。）に10分の8.5を乗じた額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の8.5を乗じた額とし、予定価格（税抜き）に10分の7を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の7を乗じた額に、それぞれ消費税率を乗じて得た額とする。

業務		ア	イ	ウ	エ
道路 ・公園清 掃業務	公園清 掃等	直接業務費の額	共通仮設費の額に10 分の2.5を乗じた額	現場管理費の額に10 分の2.5を乗じた額	一般管理費等の額に 10分の2.5を乗じた 額
	道路清 掃等	直接作業費の額	直接物品費の額に10 分の2.5を乗じた額	業務管理費の額に10 分の2.5を乗じた額	一般管理費等の額に 10分の2.5を乗じた 額
公園緑地等管理業務		直接業務費の額	共通仮設費の額に10 分の5.5を乗じた額	現場管理費の額に10 分の5.5を乗じた額	一般管理費等の額に 10分の5.5を乗じた 額
建築設計（監理を含 む。）業務		直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて得 た額	諸経費の額に10分の 6を乗じて得た額
設備設計業務		直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて得 た額	諸経費の額に10分の 6を乗じて得た額
土木設計業務		直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10 分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.8を乗じて 得た額
造園設計業務		直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10 分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.8を乗じて 得た額
補償コンサルタント 業務		直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10 分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.5を乗じて 得た額

測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

3 契約規則第2条第4号に規定する電子入札案件における最低制限価格は、次の方法により算出する額に消費税率を乗じて得た額とする。

- (1) 前2項により算出された額を消費税率で除して得た額に、100分の100.00から100分の100.50の範囲内で無作為に抽出して得た数（以下「ランダム係数」という。）を乗じた額
- (2) 前号の規定にかかわらず、第2項により算出した算定基礎額が、予定価格（税抜き）に10分の8.5を乗じて100分の100.50で除した額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の8.5を乗じて100分の100.50で除した額
- (3) 前2号により算出された額から、予定価格（税抜き）までの範囲内に入札がなく、かつ、算出された額から予定価格に10分の7.5を乗じた額に消費税率を除した額又は算定基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、予定価格に10分の7.5を乗じた額に消費税率を除した額又は算定基礎額にランダム係数を乗じた額

4 最低制限価格に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は財務局長が定めるものとする。

附 則（平成20年11月28日行契二第2217号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日行契二第2797号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月10日総契二第1832号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年12月13日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月28日総契二第105号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日財契二第1832号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月6日財契二第1943号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年1月7日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月24日財契二第2653号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月 5 日財契二第2754号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月 4 日財契二第2799号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 2 月 5 日財契二第2591号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年 2 月 5 日から施行する。

ただし、第 3 条第 2 項の表中、建築設計（監理を含む。）業務、設備設計業務、土木設計業務、造園設計業務、補償コンサルタント業務、測量業務及び地質調査業務については、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。